

振動工具取扱い作業従事者教育

1 教育の目的

平成 21 年 7 月 10 日に改正された「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づく教育を実施しています。

指針改正のポイントは、

- ① 振動評価など国際基準との調和を図ったこと
- ② 振動値に応じて作業時間を管理することになったこと
- ③ 振動ばく露限界時間等について教育を行うこととした となっています。

2 受講対象

振動工具を取扱う作業に従事する者。

3 科目及び時間（途中休憩を含む）

科 目	時 間	時 間 割 昼休み休憩時間	講 師
振 動 工 具 に 関 す る 知 識	1	8 : 50 ~ 9 : 50	建災防佐賀県支部講師
振 動 障 害 及 び そ の 予 防 に 関 す る 知 識	2.5	9 : 55 ~ 13 : 30 (12 : 00 ~ 13 : 00)	
関 係 法 令 等	0.5	13 : 30 ~ 14 : 00	
演 習	0.5	14 : 00 ~ 14 : 30	

4 受講料（テキスト代 1,430 円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
8, 2 4 0 円	9, 2 4 0 円

注① 会員はテキスト代の支部補助金 1,000 円を差し引いた受講料になります。

注② 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 受講当日の携行品

受講票・筆記用具

※ 建設業における振動工具の種類

さく岩機	チップングハンマー	リベッタイングハンマー
コーキングハンマー	ハンドハンマー	ベビーハンマー
コンクリートブレーカー	スクレーピングハンマー	サンドハンマー
ピックハンマー	多針タガネ	オートケレン
エンジンカッター	スイング研削盤携帯用皮はぎ機	電動ハンマー
コンクリートバイブレーター	サンダー	バイブレーションドリル
インパクトレンチ	バイブレーションシャワー	ジグソー
プッシュクリーナー	携帯用タイタンバー	携帯用研削盤

7 実施日・会場

実施日 【受付期間 6月19日～7月3日】 ・ 7月18日(午前)

会場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563